

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| クレジットカード | 当社の指定するクレジットカードをいいます。 |
| クレジットカード会社 | クレジットカードの発行会社をいいます。 |
| 保険料 | 保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、契約内容変更時の追加保険料を含みます。 |

第1条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この特約により保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。ただし、保険契約者がそのクレジットカードにつきクレジットカード会社との間で締結された会員規約等により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者と同一である場合に限り、ます。

第2条（保険料領収前の事故）

(1) 第1条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時^(注)以後、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前または追加保険料領収前に生じた保険金支払事由または保険金支払事由の原因の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

(注) クレジットカードによる保険料の払込みを承認した時

保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第3条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第2条（保険料領収前の事故）(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当

社は、その払い込んだ金額について、保険契約者に請求できないものとします。

- (2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条（保険料領収前の事故）(1)の規定を適用します。

第4条（保険料返還等の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求の取扱いに関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社からの保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第3条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第5条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険契約者が第3条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。